

主な障害福祉関連法制度の変遷（令和5年度～令和7年度）

1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正〔障害者差別解消法〕

（R3. 6. 4 公布 R6. 4. 1 施行（改正））

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 （中略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、（中略）当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

令和6年4月より、民間事業者による「合理的配慮の提供」が義務化。

2. 障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律〔障害者総合支援法〕

（H24. 6. 27 公布・R7. 10. 1 施行（改正））

（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第二十八条 （中略）

2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

（中略）

二 就労選択支援

令和7年10月より、「就労選択支援」というサービスが新設。

3. 手話に関する施策の推進に関する法律

（R7. 6. 25 公布・施行）

（目的）

第一条 この法律は、（中略）手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（障害者基本計画等との関係）

第四条 （中略）市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

令和7年6月より施行。

自治体の「障害者計画」を変更等する際は、この法律の趣旨を踏まえる必要がある。